医 師 届 出 票 に つ い て

医師法では、２年に一度の届出が義務づけられており、これに違反した者は、医師法第三十三条の三にて五十万円以下の罰金に処される可能性があります。また、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が原則掲載されません。届出を期日（令和９年１月15日）までに提出いただいている場合は、期日の翌年（令和10年）の６月末までには掲載予定となっています。

１．前回の医師届出票からの変更点

(1)「(2)氏名」に旧姓の記載欄を追加。
(2) メールアドレスの記載欄を削除。

三師届　厚生労働省　検索

２．届 出 方 法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出
「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ウェブサイトを確認。

(2) 紙媒体による届出
医師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。
提出先は原則として**「(1)住所」を管轄する保健所長**に提出する。ただし、**「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長**に提出しても差し支えない。

３．紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和８年医師届出票を使用する。
(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。（鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。）
(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。
(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、その行の上部余白に正しい事項を記入する。
また、この場合の訂正印は不要。

４．記 入 要 領

(1) **住所**　住所の**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) **氏名**　戸籍上の氏名を正確に記入する。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(5) **医籍登録番号**　医師免許証に記載されている番号を、６桁で枠内に記入する。
６桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に０（ゼロ）を付ける。

＜例＞第１２３号の場合　→

第	0	0	0	1	2	3	号

(6) **医籍登録年月日**　医師免許証を再交付された場合には、**「再交付年月日」を記入しないよう**特に注意する。

(7) **従事している施設及び業務の種別**　複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

診療所	01	開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者又は診療所を開設する法人の代表者（理事長等）
	02	勤務者	開設者又は法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	03	開設者又は法人の代表者	病院を開設している者又は病院を開設する法人の代表者（理事長等）
	04	勤務者	開設者又は法人の代表者以外並びに医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	05	臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	06	臨床系の大学院生	医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07	臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他）	医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、研究生等）
	08	臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09	臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）	医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等）
介護老人保健施設	10	開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者（理事長等）
	11	勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12	開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者又は介護医療院を開設する法人の代表者（理事長等）
	13	勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	15	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16	14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	17	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社（嘱託医）、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等の保健衛生業務に従事している者
その他	18	その他の業務の従事者	01～17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	19	無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

(8) **主たる従事先**　(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に**01～17**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地　**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

勤務日数　「勤務日数」は、令和８年12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。
なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。

夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数　「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、令和８年11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ１回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。
なお、オンコールはカウントしない。

宿直・日直の回数　「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同態様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。

就業形態　雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。

主たる業務内容　最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「**3** 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。「**5** 公衆衛生業務」とは主に公衆衛生業務を行っている者。「**6** 司法行政解剖業務」とは主に司法行政解剖業務を行っている者。

休業の取得　令和８年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。

(9) **従たる従事先**　(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に**01～17**のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。

所在地　**郵便番号を郵便番号欄に必ず記入**し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

勤務日数　「勤務日数」は、令和８年12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。
なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。

夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数　「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、令和８年11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ１回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。
なお、オンコールはカウントしない。

宿直・日直の回数　「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同態様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。

従たる従事先の件数　令和８年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。

(10) **従事する診療科名等**　(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に**01～07**のいずれかを記入した場合、主たる従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、**最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む（＜例＞参照）。**

＜例＞腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ ⑴ 内科
人工透析内科→ ⑸ 腎臓内科
内分泌内科　→ ⑺ 糖尿病内科（代謝内科）
腫瘍外科、頭頸部外科→ ⑯ 外科

Ⅱ「**18** 心臓血管外科」　循環器外科に従事する者を含む。
Ⅱ「**31** 産婦人科」　妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
Ⅱ「**32** 産科」　婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
Ⅱ「**33** 婦人科」　妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
Ⅳ「**41** 臨床研修医」　医師法第十六条の二第一項の規定により、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、卒後２年間の臨床研修を受けている者。
Ⅳ「**42** 全科」　診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
Ⅴ「**43** その他」　**01～42**に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その診療科名又は業務を具体的に明記する。（睡眠障害内科、健康管理等）

裏面へ続く

主たる診療科名の番号（１つ）

複数の診療科に従事している場合には、**そのうちの主たるものの番号を１つのみ、２桁**で記入する。

＜例＞ ⑴ 内科
⑼ 皮膚科　　主たる診療科が「⑴ 内科」の場合 →

主たる診療科名の番号（１つ）
01

(11) **取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師**

01～59に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格、60に掲げる麻酔科の標榜資格、61に掲げる社会医学系専門医の資格又は62に掲げる医師少数区域経験認定医師の資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。
01～59の資格名は「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第一条第二号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
60の資格名は医療法第六条の六第一項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
61の資格名は一般社団法人社会医学系専門医協会が認定する医師の専門性に関する資格名である。
62の認定医師は医療法第五条の二第一項の規定により厚生労働大臣から認定を受け、医師少数区域経験認定医師として標榜を許可された医師の認定資格名である。

(12) **分娩の取扱いの有無**

過去２年以内（令和７年１月１日～令和８年12月31日）の分娩の取扱いの実績について、「１　分娩の取扱いあり」又は「２　分娩の取扱いなし」の該当する番号を○で囲む。

(13) **出身地**

あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。
外国の場合は「外国」を○で囲む。

(14) **医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等**

大学名等の番号を１つ○で囲む。（修了した大学院名等の番号を○で囲まない。）
大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。

大阪市立大学　　→ 48 大阪公立大学
大阪医科大学　　→ 74 大阪医科薬科大学
東京医科歯科大学 → 11 東京科学大学
昭和大学　　→ 60 昭和医科大学

(15) **地域枠等**

従事要件が終了している場合を含め、地域枠等に該当する場合は記入する。
主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。
要件となる従事場所が複数の都道府県に渡る場合は、主に勤務する都道府県を記載する。
奨学金貸与元が複数ある場合は、主たる貸与元の番号を○で囲む。

要件となる従事年数

都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事を課せられた年数である。

(16) **臨床研修修了の有無及び(17)臨床研修病院の所在都道府県名**

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を修了した者は「１　有」を○で囲む。
「１　有」を○で囲んだ場合は、(17)の欄に臨床研修を修了した臨床研修病院が所在する都道府県名を記入する。
なお、平成16年４月の必修化以前に行われていた臨床研修は、単一の診療科のみでの研修も含む。自身が修了したか分からない場合は「２　無」を○で囲み、「(19)備考」に「臨床研修を修了したか不明」等と明記する。

(18) **本届出票の活用に対する確認**

個人情報の保護に関する法律第六十九条第二項に基づき保有個人情報を都道府県へ提供する場合を除く。

(19) **備考**

届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「歯科医師免許併有」等）、**併有している届出票についても提出**する。